「トラック運送事業者の働き方改革関連法の施行に 向けて」

佐賀労働局

【資料】

- 1. 働き方改革関連法施行時期について
- 2. 改善基準告示が改正されます
- 3. STOP!長時間の荷待ち
- 4. 長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について (要請)
- 5. 自動車運転者の長時間労働改善のためのポータルサイト
- 6.2023 年 4 月 1 日から月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率 が引き上げられます



佐賀労働局

平成30年 (2018年) 平成31年 (2019年)

令和2年 (2020年)

和4年 (2023年) 令和6年 (2024年)

7月6日 (公布日) 4月

4月

4月

4月

4月

4月

労働基準法

•上限規制

労働基準法

- ・高度プロフェッショナ ル制度
- •年休取得義務
- ・フレックスタイム

設定改善法

勤務間インターバル

安全衛生法

- •産業医、産業保健強化
- 労働時間の状況の把握

労働基準法

- ・高度プロフェッショナ ル制度
- •年休取得義務
- ・フレックスタイム

設定改善法

勤務間インターバル

安全衛生法

- •産業医、産業保健強化
- ・労働時間の状況の把握

パートタイム労働法労働契約法

労働者派遣法

労働基準法

•上限規制

労働者派遣法

パートタイム労働法

労働契約法

労働基準法

- 上限規制の適用猶予廃止
- •自動車運転者
- 建設
- •医師
- 鹿児島沖縄砂糖製造業

労働基準法

割増賃金率見直しの 猶予措置の廃止

労働基準法

- 上限規制の適用猶予廃止
- •自動車運転者
- •建設
- •医師
- · 鹿児島沖縄砂糖製造業

労働時間関係

同一労働同一賃金関係

中小企業

大企業

.



トラック運転者の

改善基準告示が 改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間



原則:3,300時間

最大:3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則:293時間

最大:320時間

改正後

原則:284時間

最大:310時間

1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続 引 時間を基本とし、継続 9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます





トラック運転者の

「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の 拘束時間	 1年:3,300時間以内 1か月:284時間以内 1か月:284時間以内 1か月の時間外内 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、16時間まで延長可(週2回まで) ※1:1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日:9時間以內 2週平均1週:44時間以內
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる(※2.3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2:予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3:運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・分割休息は1回3時間以上 ・休息期間の合計は、2分割:10時間以上、3分割:12時間以上 ・3分割が連続しないよう努める ・一定期間(1か月程度)における全勤務回数の2分の1が限度 2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ペッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間を2らに延長可・拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4:車両内ペッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること 隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの
休日労働	間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される 休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない
4 T L C 146 P	



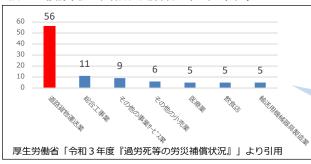
- 長時間の恒常的な荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因 となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも 長時間の荷待ちの改善に向けて ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ前向きに検討をお願いします。



▲ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

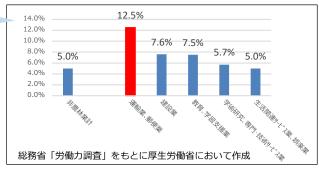
道路貨物運送業は、 他の業種に比べて 長時間労働の実態にあります

脳・心臓疾患の支給決定件数(上位業種)



月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合*(上位業種)

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



過労死等の労災支給決定件数も 最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示*が定められており 道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません



※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号) トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には 昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは 見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

▲ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難

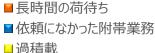


国民生活や経済活動に不可欠な 社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の 発生などにより危機的状況との指摘もあります

cooi

国土交通省による「働きかけ」等における 違反原因行為の割合(R4.11.30時点)

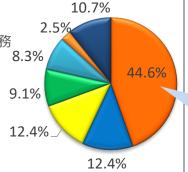


■拘束時間超過

■無理な配送依頼

■異常気象

■その他



国土交通省は 違反原因行為*が疑われる荷主に 「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で 荷主都合による長時間の荷待ちが 約半数を占めています

長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、

長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・ 積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と 長時間労働の改善に向けたガイドライン」 (厚生労働省・国土交通省・公益社団法人 全日本トラック協会(2019/08)

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、 敷地が有効活用できるようになり、 近隣住民の方からの苦情も なくなりました。

につながりました。おかげで、 ミスも減りました。 荷待ち時間解消のため



3

出荷順に合わせた荷置きを行ったら ピッキング作業などが減り、自社の 積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの 期間に余裕を持たせることで、 安定した物流サービスを 受けることができますね。

構内のリフトマンや

荷受け作業員の作業の平準化



改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう 2

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、

トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。 また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できない** ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や 裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。 労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする** 場合でも、事前によく相談して決めましょう。



「荷主」って誰のこと?



当社は商品を受け取る だけなので 関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。 うちは小さいから関係 ないはずね。

中小企業



いえいえ。

荷主というのは、

荷物の出し手である発荷主だけではなく、 荷物の受け取り手である着荷主も該当します。 また、会社の規模なども関係ありません。 皆さんの行動も、トラックドライバーの方の 長時間労働の削減のためにとても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、

都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。 ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼 <u>玉</u>	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		(2022.

.12)

(事業の名称)		
(代表者職氏名)		
(事業場の名称)		
		労働基準監督署

長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について(要請)

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災 支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是 正等を一層積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。トラック運転者の負担を軽減し健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善に向け、荷主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

また、トラック運転者の荷役作業での労働災害や交通労働災害の防止のため、荷 主の皆様による道路貨物運送業の事業者との連絡調整や配慮も求められています。 ついては、トラック運転者の長時間・過重労働防止の観点から、下記事項の実施 に努めていただきますようお願いします。

記

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善

発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちは、トラック運転者の 長時間労働の要因となることから、これを発生させないよう努めること。

2 改善基準告示 の周知及び遵守への協力

運送業務の発注担当者に、改善基準告示を周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定すること。

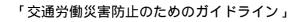
改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注を貨物自動車運送事業者に対して行わないこと。

(参考)

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号)」



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」





自動車運転者の長時間労働改善に向けたさまざまな情報を発信します!

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

トラック・バス・タクシーなどの運転者は、物流や生活交通を支える存在です。

一方で、こうした自動車運転者は、業務の特性や取引上の慣行などから、労働時間が長くなる実態が見られ、働く方の健康と安全を守る働き方改革が急務です。

本サイトでは、2024 年(令和6年)4月からの自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に向けて、皆さまの働き方改革に役立つ様々な情報を発信していきます!!



● トラック運転者



<主な掲載情報>

改善事例 特別相談センター 簡単自己診断 情報いろいろ宝箱 改善ハンドブック 各種統計 (運転者の仕事をしってみよう)

バス運転者



<主な掲載情報>

改善事例 情報いろいろ宝箱 改善ハンドブック 各種統計 (運転者の仕事をしってみよう)

● ハイヤー・タクシー運転者



<主な掲載情報>

改善事例 情報いろいろ宝箱 改善ハンドブック 各種統計 (運転者の仕事をしってみよう)



■ 改善基準告示特設ページ(トラック、バス、ハイヤー・タクシー毎に掲載します)

2024年(令和6年)4月から自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に合わせて、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)が新しくなります

改善基準告示とは?

改善基準告示のポイント

改善基準告示関係資料

改善基準告示の Q&A

2024年(令和6年)4月以降の改善基準 告示について、Q&A形式で解説! 改善基準告示が何のために制定された ◆ か?、制定の経緯は?、改正の詳しい推 移は?、などを掲載しています!

改善基準告示の改正内容について、トラック、バス、ハイヤー・タクシーそれぞれのポイントを掲載しています!

改善基準告示の告示全文や、関連通達 を掲載!

改善事例

改善事例では、自動車運転者(トラック、 バス、ハイヤー・タクシー)の長時間 労働改善に向けた事業者の取組をご紹 介しています。



- ・社内制度や勤務体制等の改善事例
- ・ICT 機器導入による効率化の改善事例
- ・人材確保・育成等による改善事例
- ・その他の取組事例 etc



●情報いろいろ宝箱

情報いろいろ宝箱では、自動車運転者(トラック、バス、ハイヤー・タクシー)の長時間労働の改善に活用できるさまざまな情報や、トラック、バス、ハイヤー・タクシーをご利用される皆さまに知っていただきたい情報を掲載しています。

- ・利用者の皆さまへ
- ・事業者の皆さまへ



各種統計 (運転者の仕事をしってみよう)

各種統計(運転者の仕事をしってみよう)では、自動車運転者(トラック、バス、ハイヤー・タクシー)の労働時間や賃金、女性運転者の状況等、さまざまな統計情報を掲載しています。



・有効求人倍率、平均年齢、女性の進出 状況、年間労働時間、年間所得、etc

改善ハンドブック

改善ハンドブックでは、自動車運転者(トラック、バス、ハイヤー・タクシー)の労働時間管理の考え方や、改正改善基準告示のポイント解説、長時間労働改善に向けた事業者の取組例、関係法令、各種ガイドライン等の情報を掲載しています。





2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間			
	60時間以下 60時間超			
大企業	25%	50%		
中小企業	25%	25%		

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間) を超える労働時間			
	60時間以下	60時間以下 60時間超		
大企業	25%	50%		
中小企業	25%	50%		
1				

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3 億円以下	300人以下





助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定 以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を 助成	



相談窓口のご案内

労働基準監督署労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や 労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援して います。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 :雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係:需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度 等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、 社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、 産業保健の専門家が相談に応じます。	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題につい て、専門家が無料で相談に応じます。	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会な どを実施しています。	
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関の二ーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索	